

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議が作成する計画であり、本市防災に関し、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めることを目的としています。

この度、行政組織の改正及び国の防災基本計画の修正に伴う修正等を反映し、現行の地域防災計画（本編・資料編）の修正を行います。

## 1 市行政組織の改正に伴う修正

令和6年4月1日および令和7年4月1日付の市の組織改正に伴い、災害対応にあたる班構成の変更を行うとともに、新設となる課の追加や課名の変更等を行います。

| (改正前) | 部      | 班     | 主な分掌事務                                                                     |
|-------|--------|-------|----------------------------------------------------------------------------|
|       | こども家庭部 | 第3供給班 | ・応急給水及び給水車に関すること<br>・物資の搬送に関すること<br>・児童、生徒の安否確保に関すること<br>・所管施設の点検、復旧に関すること |

| (改正後) | 部      | 班         | 主な分掌事務                                 |
|-------|--------|-----------|----------------------------------------|
|       | こども家庭部 | 第3供給班     | ・応急給水及び給水車に関すること<br>・物資の搬送に関すること       |
|       | 地域子育て部 | 第3要配慮者支援班 | ・児童、生徒の安否確保に関すること<br>・所管施設の点検、復旧に関すること |

## 2 国の防災基本計画の修正に伴う修正

防災基本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画であり、令和6年6月28日付で、最近の施策の進展や令和6年能登半島地震を踏まえた修正が行われたところです。この修正を受け、市が実施する災害対応の方針等について修正を行います。

### ① 避難所の良好な生活環境の確保

防災基本計画では、令和6年能登半島地震において、避難所開設時に段ボールベッド等の簡易ベッドや携帯トイレなどの備蓄が不足していたことを踏まえ、簡易ベッドやトイレ設備の充実が主要であるとされています。

市では避難所の簡易ベッドについては、発災後、協定を締結している民間事業者から段ボールベッドの提供を受ける想定としていましたが、この修正を踏まえ、発災当初より、生活環境を確保するため、一定数の段ボールベッドを購入し、拠点となる施設や福祉避難所に設置することとしたので、このことについて明記しました。

また、快適なトイレ環境の確保については、電気や水道が停止しても使用できるマンホールトイレ、組立式簡易トイレ、携帯トイレなどを備蓄していますが、今年度から新たにトイレカー1台を配備することを記載しました。



段ボールベッドのイメージ



大型トイレカーのイメージ

## ② 避難所におけるペットの受入

防災基本計画では、令和6年能登半島地震において、避難所のペットの受入体制や飼い主の準備が不十分であったことから、ペットとの同行避難の体制整備及び事前周知などが主要項目とされています。

本市では原則として、避難所へのペット同行避難を可能としており、飼い主が日頃から備えておくべき事項や、避難所等運営者がペット同行避難者の受け入れる方法などについて、市民に事前に周知を図ることを目的として、「ペットと安全に避難するためのハンドブック」を作成しております。本ハンドブックについて、より幅広く市民へ周知することを記載しました。

## ③ 応援職員等の宿泊場所の確保

防災基本計画では、令和6年能登半島地震において、宿泊施設等の活動拠点の確保が難航し、庁舎の空きスペースや避難所等で寝泊まりする応援職員が見られたことから、応援職員等の宿泊場所や活動拠点の確保の対策が重要であるとされています。

市外からの応援職員の宿泊場所は、応援側が確保することを基本としておりますが、発災後は宿泊場所の確保は困難となることから、応援職員等に紹介できるよう、平時から宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めることが求められています。

本市においても、市内のホテル等についてあらかじめリスト化することで、迅速な情報提供を行うことができる体制を整えることを記載しました。

## ④ 災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣要請

防災基本計画では、令和6年能登半島地震において初めて本格的に投入された災害時感染制御支援チーム(DICT)の派遣について、被災自治体が迅速に要請するものと記載されました。

本市においても、避難所の防疫・衛生活動の一環として、必要に応じて災害医療対策本部から、災害時感染制御支援チーム(DICT)や、避難所等での健康危機管理を担う災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の派遣を要請する旨を記載しました。

## ⑤ その他

- ・車中泊避難場所を検討していくことを記載しました。
- ・自助の取り組みとして『非常持出品等の促進』について、記載しました。
- ・緊急通行車両確認標章等の交付方法の変更について反映しました。

### 3 その他市の対応方針の変更等に伴う修正

防災基本計画の変更のほか、市の対応方針の見直しや事業制度の変更に伴い、修正を行います。

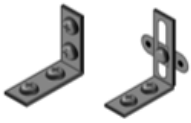
#### ① 防災行政無線(固定局)の整備

現在、市内185か所に設置されている防災行政無線(固定局)について、災害時の情報伝達手段のさらなる強化を目的として、高性能スピーカーの導入や配置箇所の適正化のための整備を行うことにより、聴取困難地域の解消を図っていくことを記載します。

#### ② 家具転倒防止器具の設置費用の補助制度

令和7年7月より、災害時に高齢の人や障害のある人の安全を確保するため、家具などの転倒防止器具設置費用の補助を開始しましたので、当該事業について記載します。

【対象器具の例】

|      |                                                                                   |                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| L型金具 |  | 家具と壁を木ネジ、ボルトによって固定するタイプ                   |
| ベルト式 |  | 家具と壁にそれぞれネジ止めた金具をベルト、金属チェーン、ワイヤーなどで結んだタイプ |

【対象となる主な家具等】

(家具) タンス、食器棚、書棚 等  
(電化製品) 冷蔵庫、テレビ 等

【補助額】

20,000 円(上限額)



#### ③ ヘリコプター臨時離発着場適地の拡充

現在、大規模災害時の支援物資等の運搬にかかるヘリコプター臨時離発着場の適地は市内に14か所あり、そのうち、市立の学校は3か所となっています。今後、要救助者の救出や傷病者等の搬送のため、陸路による経路が絶たれた際にも空路からのアクセスを可能とする必要があることから、宿泊避難所に指定されている市立の小・中学校及び高等学校、特別支援学校の屋外運動場をヘリコプター臨時離発着場適地として指定することとし、一覧に反映します。

#### ④ 安心登録カード事業の制度変更に伴う修正

令和6年度までは、社会福祉法人船橋市社会福祉協議会が実施する安心登録カード事業と連携を図り、要配慮者の情報の把握をすることとしておりましたが、安心登録カードは「平時の見守り活動」を主軸とした事業へ改訂されたことを受け、記載内容を修正しました。

#### ⑤ 南海トラフ地震関連情報発表時の職員参集基準の見直し

令和7年3月、政府の中央防災会議により、科学的に想定される最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合の被害想定の見直しが行われました。

推計に使用した地形データの高精度化などにより、想定震度が5強から5弱へ見直されるなど、船橋市の被害予測は平成24年度に公表された規模よりも減少しています。

この想定を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報発表に係る参集基準及び配備体制基準の一部見直しを行いました。

#### ⑥ その他

- ・災害廃棄物の処理に、被災建築物の解体・撤去について記載しました。
- ・在宅避難者を含めた避難者への「こころのケア」の実施について、必要に応じて設置する、専門官や保健師等による電話相談窓口について記載しました。

## 4 土砂災害(特別)警戒区域等の指定に伴う修正

土砂災害(特別)警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき基礎調査を実施し、土砂災害が発生するおそれのある区域として指定されるものです。令和7年に区域が新たに指定されたことに伴い、所要の修正を行います。

### ① 土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域一覧の修正

令和7年に新しく指定された土砂災害(特別)警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を反映します。

|       |          |            |            |
|-------|----------|------------|------------|
| (反映前) | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 |
|       | 97か所     | 85か所       | 2か所        |
| (反映後) | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 急傾斜地崩壊危険区域 |
|       | 191か所    | 162か所      | 4か所        |

※10月以降の指定箇所につきましては、指定時期に応じて記載を検討いたします。

### ② 土砂災害(特別)警戒区域の指定に伴う要配慮者利用施設の追加

地域防災計画に名称及び所在地を定められた、土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、各法令に基づき避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務付けられています。

このたび土砂災害(特別)警戒区域に指定された区域内に位置する要配慮者利用施設を一覧に反映します。

## 5 内水氾濫からの避難が可能な一時避難場所の指定に伴う避難施設一覧の修正

雨水出水浸水区域とは、大雨で排水できなくなった雨水がマンホール、側溝や水路等から溢れて発生する浸水(内水氾濫)が発生した場合に想定される浸水状況を示す区域のことです。令和6年にハザードマップ等にて公開している内水浸水区域の一部が水防法に基づく雨水出水浸水区域に指定されたこと等を受け、内水氾濫から一時的に避難するための指定緊急避難場所(一時避難場所)を指定いたしましたので一覧に反映します。

## 6 その他

- ①船橋市域災害記録について、令和6年の風水害による被害等を資料編へ反映しました。
- ②災害時応援協定締結先一覧へ新たな応援協定及び各種事業者を追記しました。
- ③各部局の実態に合わせた時点修正や軽微な文言の修正等を行いました。

## ◆ 今後のスケジュール(予定)

令和7年 9月22日 令和7年度第1回防災会議

10月上旬 防災会議委員への意見照会(～10月中旬)

12月上旬 市議会への報告

12月中旬 パブリック・コメントの実施(～1月中旬)

令和8年 3月 令和7年度第2回防災会議にて承認後施行

## ◆ 防災会議委員への依頼事項

令和7年度第1回防災会議終了後、事務局より、Eメール等にて地域防災計画の修正案等をお送りさせていただきますので、各機関の関係事項を中心に、修正の有無の確認をしていただくとともに、疑問点等についてご意見いただきますようお願いいたします。(依頼文には具体的期間をお示しさせていただきますが、10月中旬を目途にご回答いただくことを予定しております。)

いただいた修正事項やご意見につきましては、事務局にて反映のうえ、修正案を取りまとめた後に、市議会への報告、パブリック・コメントを経て、令和8年3月に実施予定の第2回防災会議にて付議させていただきます。なお、日程につきましては改めてご案内いたします。